

○富士吉田市主要施策審議会条例に基づき設置する富士吉田市宿泊税導入検討
審議会運営要綱

令和 6 年 5 月 20 日

訓令甲第46号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富士吉田市主要施策審議会条例（昭和52年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定により設置する審議会の運営に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 条例第 3 条の審議会の名称は、富士吉田市宿泊税導入検討審議会（以下「審議会」という。）という。

(課題)

第 3 条 条例第 4 条の審議会の課題は、地方税法（昭和25年法律第226号）第 5 条第 7 項の規定に基づき課する宿泊税の導入に関することとする。

(委員)

第 4 条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、富士吉田市議会議員その他識見を有する者等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の報酬等)

第 6 条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第22号）第 1 条第 2 項及び第 3 条の規定を適用する。

(庶務)

第 7 条 条例第 8 条の規定に基づく審議会の庶務は、総務部税務課において処理する。

附 則

この訓令甲は、公布の日から施行する。